

1. 国際船舶に係る特例措置の拡充・延長

現行

国際船舶に係る固定資産税の課税標準を軽減
 外航船舶: 課税標準 1/6 ⇒ 国際船舶: 課税標準 1/18

改正

→ 国際船舶に係る固定資産税の課税標準の特例を3年間延長 (R3. 4~R6. 3)
 ・特定船舶については率の深堀 (R3. 4~R6. 3) **拡充**
 外航船舶: 課税標準 1/6 ⇒ 特定船舶: 課税標準 1/36

2. 船舶に係る特別償却制度の延長

○外航船舶

現行

先進船舶(日本籍船)	20%
先進船舶(外国籍船)	18%
環境負荷低減船(日本籍船)	17%
環境負荷低減船(外国籍船)	15%

○内航船舶

現行

高度環境負荷低減船	18%
環境低負荷船	16%

→ 2年間延長 (R3. 4~R5. 3)

3. 中小企業投資促進税制の延長

→ 2年間延長 (R3. 4~R5. 3)

4. 軽油引取税の課税免除の特例措置の延長

→ 3年間延長 (R3. 4~R6. 3)